

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第12報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降は横ばい傾向で推移していたものの、7月に入り、再び、一定数の新規感染者が確認されている状況です。

また、全国的な観点から見ても、7月以降、急激に新規感染者数の増加が見られるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあっては収容定員の半分以下、屋外にあっては2m以上の距離を確保すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放は、7月1日（水）より行うこととし、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月 18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月 26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月 28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月 16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月 25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月 26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月 19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月 24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月 16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
8月 18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他

6. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。